

人権擁護委員に 岩橋光御さん再任

平成三年三月十五日付けで
大字横越の岩橋光御さん(65
歳)が、法務大臣から人権擁
護委員として再び委嘱されま
した。

本村の人権擁護委員には、
岩橋さんのほかに、大字小杉
の長瀬正稔さんが委嘱されて
います。

人権擁護委員は、国民に保
障されている基本的な人権を擁
護し、自由人権思想の普及、
高揚を図るために置かれてい
るものです。

私的制裁、名誉信用等の侵
害、教育を受ける権利の侵害
生活権の侵害などの問題でお
困りの方は、無料でも他にも
ることは絶対ありませんの
で、安心して気軽にお出かけ

○長瀬 正稔さん
☎三八五―二二二〇

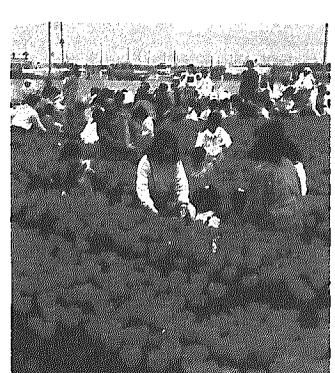
○岩橋 光御さん
☎三八五―一三〇七

土地取引のルール……

4月は「土地月間」
国土利用計画法による
一定面積以上の取引は届出が必要

最近の土地問題にみられる
ように、土地の投機的取引や
地価の暴騰で、国土を混乱に
おとし入れるといった事態は
おこしてはなりません。

国土利用計画法は、このた
めに制定された法律です。こ
の法律は土地の投機的取引や



夢さかし よこし チューリップ・Tulip'91

とき 4月27日・28日
ところ 横越村農協南部事業所
(沢海)

内容
・花摘み 27日(午後)
28日(午前・午後)
・お姫様・王子様コンテスト
28日
・チューリップグッズ、弁当、
飲み物など販売
他お楽しみがいっぱい

☆チューリップ染教室

～初めての人もできる
チューリップ染とブローチ～

とき 4月28日 午前10時
ところ 横越村農協南部
事業所

参加費 500円(材料代)
定員 30人

内容
・チューリップ染
・チューリップ染を使っ
てのブローチづくり

☆チューリップ 写真セミナー

～初心者の方大歓迎～

とき 4月28日 午前10時
ところ 横越村農村環境
改善センター

参加費 600円(弁当代含む)
定員 30人

内容
・講演「花のある風景を
楽しく撮る」
講師 今井 清介氏
二科会写真部新潟支部
・撮影講習

◆申込・問い合わせ
横越村観光協会(役場商工観光課内) ☎385-2111

◆申込締切
4月20日(定員になり次第締め切ります)

主催 横越村観光協会
共催 新潟農業改良普及所、新潟地域農業共済組合

スパイクタイヤの使用規制 についてのお知らせ

「手をあげて渡るよい子の黄色い帽子」
「よい子を守る交通事故防止運動」
4月6日～4月12日

スパイクタイヤの使用を
規制する法律ができました。
スパイクタイヤによって発
生する粉じんから、住民の健
康と生活環境を守るため「ス
パイクタイヤ粉じんの発生
防止に関する法律」が平成二
年六月に制定されました。法
律の主な内容は次のとおりで
す。

《法律の概要》
※すべての国民は、スパイク
タイヤ粉じんを発生させない
ように努めなければなりません。
※指定地域内では、積雪また
は凍結状態のない舗装路面で
のスパイクタイヤの使用は禁
止されます。ただし、次に示

す政令で定める自動車等は除
外されます。

- ・救急用自動車、消防用自動
車などの緊急自動車
- ・災害時の緊急輸送車両
- ・除雪車
- ・一定の身体障害者または戦
傷病者が運転している自動車
(身体障害者福祉法別表第4
号または第5号に掲げる身
体上に障害がある者、また
は、戦傷病者特別援護法に規
定する肢体不自由または心臓
若しくは小腸の程度が特別項
症から第6項症までまたは第
1款症から第3款症までであ
る者が運転している自動車)

※積雪または凍結状態のない
舗装路面をスパイクタイヤで
走行すると、十万円以下の罰金
が科せられることとなります。
※スパイクタイヤの使用禁止
は平成三年四月一日から、罰
則は平成四年四月一日から適
用されます。

※大型自動車については、当
面、法律の公布の日から三年
を超えない範囲でスパイクタ
イヤの使用禁止、罰則の適用
は猶予されます。

《スパイクタイヤの使用が規
制される地域(指定地域)
として、新潟県では九十市
町村が指定されました。》
法律では、「環境庁長官は、
スパイクタイヤ粉じんの発生
を防止することにより住民の
健康を保護するとともに生活
環境を保全することが特に必
要な地域を指定地域として指
定しなければなりません。」と
規定されています。

救急車出動状況

◆2月の出動件数 9(118)

主な出動原因	交通事故	3(44)
	一般負傷	4(23)
	急病	2(51)

() は4月以降の累計

訪問販売で購入契約した 高額な電話機……

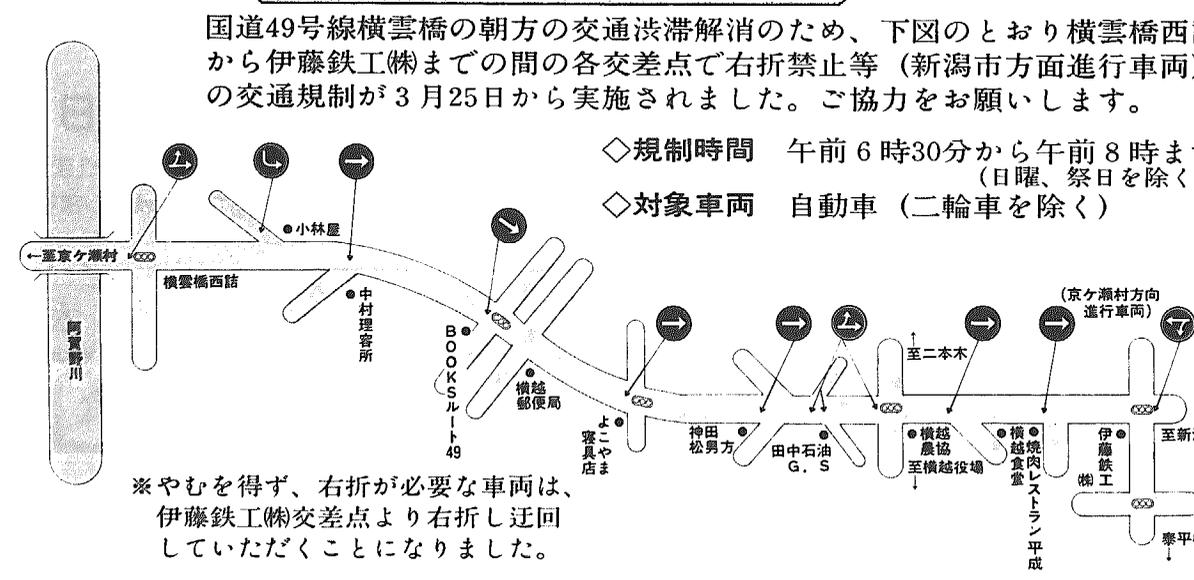
四日前に「NTTの者です」
と言うセールスマンが来て、
「現在使っている黒電話は使
えなくなるから」などと説明
したため、夫が十六万円もす
る電話機を契約して取り付け
ました。よく考えると高額な
ので解約したい。

通信事業や電話機の売買が
自由化されて以来、「ダイヤ
ル式が使えなくなる」とか「新
しい電話機は回線使用料が無
料になるから」などと事実
に反することを言うセールスマ
ンがいたり、また、消費者を
信頼させるためNTTの名前

をかたる業者もいます。
そのため、訪問販売による
電話機の相談が増えています。
特に、留守番のお年寄りが契
約してトラブルになる例がよ
く見られます。

訪問販売を受けた場合は、
販売者の氏名や会社名を必ず
確認することにしなす。ま
た、従来の電話機は使用可
能であることを頭において、
本当に必要かどうかを考えて
契約するようにしてください。
ようになりまし。

国道49号線交通規制のお知らせ



地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため土地取引について届出制を設けています。次の一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律によりあらかじめ知事に届け出なければならぬことになっていきます。

なお、平成三年四月十日より横越村の市街化区域が監視区域に指定され三〇〇平方メートル以上で、土地の取引の際にはご注意ください。

都市計画区域以外	市街化区域を除く都市計画区域	市街化区域
一〇〇〇㎡以上	五、〇〇〇㎡以上	三〇〇㎡以上

個々の取引面積は小さくとも合計すると一定面積以上となる一団の土地についても届出は必要です。

《届出から契約まで》
契約をしようとするときは、取引の当事者(売買の場合であれば売主と買主)は、取引の予定価格や利用目的を記入した知事あての届出書を契約を結ぶ六週間前までに役場に届けてください。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をしないとは認めるときは、取引の中止または変更を勧告

「なんでも相談」
のご利用を
4月20日(土)
午前9時～午後4時
役場村長室

〔地価公示の閲覧〕
三月二十五日に発表された地価公示は、役場建設課で閲覧することができます。

《届出をしないと》
届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると六か月以下の懲役または、百万円以下の罰金が課せられることがあります。

なお、届出に必要な用紙は、役場にあります。詳しいことは役場建設課へおたずねください。

《売買・共有持分の譲渡・営業譲渡・譲渡担保・代物弁済・交換・予約完結権、買戻権等の譲渡・地上権、賃借権の設定、譲渡》

「届出が必要な土地取引」
売買・共有持分の譲渡・営業譲渡・譲渡担保・代物弁済・交換・予約完結権、買戻権等の譲渡・地上権、賃借権の設定、譲渡

することがあります。それ以外の場合には届出日から六週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。この通知を受け取れば契約ができることになりません。